

# 特定非営利活動法人ヘラルドの会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ヘラルドの会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区南青山二丁目2番15号 ウィン青山502号室に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、国際交流および文化交流を促進し、多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。また、日本文化の普及と理解を世界に広める活動を行うとともに、芸術家の国際的な派遣および受け入れ、さらには芸術分野における多様なコラボレーションを通じて、創造的かつ持続可能な文化の発展に貢献する。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 国際交流及び文化交流イベントの企画・実施
- (2) 多文化共生に関する教育・啓発活動及び教材の制作
- (3) 日本文化（伝統芸能、生活文化、現代文化等）の国内外への紹介・発信
- (4) 芸術家の海外派遣及び外国人芸術家の受け入れ支援
- (5) 芸術・文化に関する国際的なコラボレーションプロジェクトの推進
- (6) 各国の文化芸術団体、教育機関等とのネットワーク形成及び情報交換
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

#### (入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除 名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上13人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を若干名置くことができる。

### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項

- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金、会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

#### (開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### (招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第2条及び次条第1項の適用については、総会に

出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、

少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。  
3 前項の規定により表決した理事は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。  
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所  
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

**(資産の区分)**

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

**(資産の管理)**

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

**(会計の原則)**

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財産状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

**(会計の区分)**

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

**(事業計画及び収支予算)**

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

**(暫定予算)**

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出ができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

**(事業報告及び決算)**

第47条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

#### (事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

#### (解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

#### (合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議

決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雜則

### (細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤沼敦子
副理事長	平岡貴子
理事	萩原津年武
同	高比良昭光
同	白濱洋征
同	高藤恭胤
同	武田洋平
同	鈴木武彦
同	有馬純幸
同	西和子
監事	藤岡秀樹

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) 入会金 無し
- (2) 年会費 3000円

一般会員

- (1) 入会金 無し
- (2) 年会費 1000円

附 則

この定款は、平成18年10月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年 1月29日から施行する

附 則

この定款は、平成25年 7月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年 5月 6日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年 6月 1日から施行する。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

## 令和7年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人ヘラルドの会

## 1 事業実施の方針

令和7年度は、認証後の追加事業の事前の諸手続きに加え、以下に掲げる事業を行い、国際交流および文化交流を促進し、多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。また、日本文化の普及と理解を世界に広める活動を行うとともに、芸術家の国際的な派遣および受け入れ、さらには芸術分野における多様なコラボレーションを通じて、創造的かつ持続可能な文化の発展に貢献する。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,600】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
国際交流及び文化交流イベントの企画・実施	オペラ寄席を開催。落語の真打とクラシック音楽奏者たちの文化交流を目的としたイベントの企画運営。	年1回	霞町音楽堂（東京都港区）	10人	一般市民	100人	1,000
多文化共生に関する教育・啓発活動及び教材の制作	多文化共生について考えるきっかけづくりに活用されることをテーマとした道徳教育映像教材（電子データ）の無償提供を行う。	随時	法人事務所	2人	多文化共生に关心のある個人・団体、教育関係者、及び小中高生	500人	30
日本文化（伝統芸能、生活文化、現代文化等）の国内外への紹介・発信	ホームページ等を通して、国際交流及び文化交流を目的とした日本文化（伝統芸能、生活文化、現代文化等）の国内外への紹介・発信	随時	法人事務所	2人	一般市民	600人	30
芸術家の海外派遣及び外国人芸術家の受け入れ支援	日本の伝統芸能である「落語」を中心に文化芸術を海外に紹介し、国際的な文化交流を促進するため日本人アーティストを海外へ派遣し、現地にて文化交流イベント等を行う。	次年度より実施予定					
芸術・文化に関する国際的なコラボレーションプロジェクトの推進	国際交流及び異なる価値観や感性をもつアーティスト同士の交流の機会を促す目的として日本と海外のアーティストのコラボレーションによるコンサート等を行う。	年1回	渋谷美竹サロンド（東京都渋谷区）	6人	一般市民	60人	500

各国の文化芸術団体、教育機関等とのネットワーク形成及び情報交換	国際交流及び文化交流を目的とする団体との情報交換及びネットワークの構築を行う。	随時	都内公共施設及び会議室。オンライン	3人	国際交流及び文化交換を目的とする企業・団体	200人	40
---------------------------------	---	----	-------------------	----	-----------------------	------	----

## 令和8年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人ヘラルドの会

## 1 事業実施の方針

令和8年度は、前年度と同様に国際交流および文化交流を促進し、多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。また、日本文化の普及と理解を世界に広める活動を行うとともに、芸術家の国際的な派遣および受け入れ、さらには芸術分野における多様なコラボレーションを通じて、創造的かつ持続可能な文化の発展に貢献することに取り組むことで、発展段階として成果を出していく。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【2,490】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
国際交流及び文化交流イベントの企画・実施	オペラ寄席を開催。落語の真打とクラシック音楽奏者たちの文化交流を目的としたイベントの企画運営。	年1回	霞町音楽堂（東京都港区）	10人	一般市民	150人	1,100
多文化共生に関する教育・啓発活動及び教材の制作	多文化共生について考えるきっかけづくりに活用されることをテーマとした道徳教育映像教材（電子データ）の無償提供を行う。	年間を通じて随時	法人事務所	2人	多文化共生に关心のある個人・団体、教育関係者、及び小中高生	1000人	70
日本文化（伝統芸能、生活文化、現代文化等）の国内外への紹介・発信	ホームページ等を通して、国際交流及び文化交流を目的とした日本文化（伝統芸能、生活文化、現代文化等）の国内外への紹介・発信	年間を通じて随時	法人事務所	2人	一般市民	1200人	50
芸術家の海外派遣及び外国人芸術家の受け入れ支援	日本の伝統芸能である「落語」を中心に文化芸術を海外に紹介し、国際的な文化交流を促進するため日本人アーティストを海外へ派遣し、現地にて文化交流イベント等を行う。	4月から5月までの各月3回	ウズベキスタン（中央アジア）内の公共施設及び在ウズベキスタン日本国大使館	2人	ウズベキスタンを中心とした中央アジアにおける各地域の人々、国際交流及び文化交流に关心のある一般市民	1,200人	500
芸術・文化に関する国際的なコラボレーションプロジェクトの推進	国際交流及び異なる価値観や感性をもつアーティスト同士の議論や交流の機会を促す目的として日本と海外のアーティストのコラボレーションによるコンサート等を行う。	年1回	早稲田奉仕園スコットホール（東京都新宿区）	10人	一般市民	200人	720

各國の文化芸術団体、教育機関等とのネットワーク形成及び情報交換	国際交流及び文化交流を目的とする団体との情報交換及びネットワークの構築を行う。	年間を通じて随時	都内公共施設及び議会等。オンライン	4人	国際交流及び文化交換をする企業・団体	200人	50
---------------------------------	---	----------	-------------------	----	--------------------	------	----

## 令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人ヘラルドの会

(単位：円)

科 目	金 額	小計・合計
<b>(A) 経常収益</b>		
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	100,000 0	100,000
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	2,900,000 0	2,900,000
3 受取助成金等 受取補助金	1,000,000	1,000,000
4 事業収益 国際交流及び文化交流イベントの企画・実施収益 多文化共生に関する教育・啓発活動及び教材の制作収益 日本文化（伝統芸能、生活文化、現代文化等）の国内外への紹介・発信収益 芸術家の海外派遣及び外国人芸術家の受け入れ支援収益 芸術・文化に関する国際的なコラボレーションプロジェクトの推進 各国の文化芸術団体、教育機関等とのネットワーク形成及び情報交換	350,000 0 0 0 0 240,000 0	590,000
5 その他の収益 受取利息	0	0
<b>総 収 益 計</b>		4,590,000
<b>(B) 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費 給料手当 福利厚生費	0 0	0
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 事務用品費 印刷製本費 業務委託費 諸謝金 衣裳・舞台費 交際費 賃借料 租税公課 雜費	30,000 100,000 120,000 20,000 10,000 0 320,000 800,000 200,000 0 0 0 0 0	1,600,000
<b>事業費計</b>		1,600,000
2 管理費		
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 福利厚生費	0 0 0	0
(2) その他経費 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 印刷製本費 支払報酬 地代家賃 会議費 租税公課	0 30,000 3,000 2,000 0 0 5,000 0	40,000
<b>管理費計</b>		40,000
<b>総 費 用 計</b>		1,640,000
当期 総 常 増 減額 <b>(A) - (B)</b> . . . ①		2,950,000
<b>(C) 経常外収益</b>		
固定資産売却益 過年度損益修正益		
<b>経常外収益計</b>		0
<b>(D) 経常外費用</b>		
固定資産売却損 過年度損益修正損		
<b>経常外費用計</b>		0
当期 総 常 増 減額 <b>(C) - (D)</b> . . . ②		0
税引前 当期 正味財産額 <b>①+②</b> . . . ③		2,950,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ④		0
前期繰越正味財産額 . . . ⑤		-2,831,562
次期 繰越正味財産額 <b>③-④+⑤</b>		118,438

## 令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人ヘラルドの会

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
<b>(A) 経常収益</b>			
1 受取会費			80,000
正会員受取会費		80,000	0
賛助会員受取会費		0	0
2 受取寄附金			0
受取寄附金		0	0
施設等受入評価益		0	0
3 受取助成金等			1,100,000
受取補助金		1,100,000	0
4 事業収益			1,440,000
国際交流及び文化交流イベントの企画・実施収益		650,000	0
多文化共生に関する教育・啓発活動及び教材の制作収益		0	0
日本文化（伝統芸能、生活文化、現代文化等）の国内外への紹介・発信収益		0	0
芸術家の海外派遣及び外国人芸術家の受け入れ支援収益		0	0
芸術・文化に関する国際的なコラボレーションプロジェクトの推進		800,000	0
各国の文化芸術団体、教育機関等とのネットワーク形成及び情報交換		0	0
5 その他の収益			0
受取利息		0	0
<b>経常収益計</b>			2,620,000
<b>(B) 経常費用</b>			
1 事業費			0
(1) 人件費			0
給料手当		0	0
福利厚生費		0	0
(2) その他経費			2,490,000
会議費		60,000	0
旅費交通費		100,000	0
通信運搬費		170,000	0
消耗品費		40,000	0
事務用品費		20,000	0
印刷製本費		0	0
業務委託費		1,500,000	0
諸謝金		600,000	0
衣裳・舞台費		0	0
交際費		0	0
賃借料		0	0
租税公課		0	0
雜費		0	0
<b>事業費計</b>			2,490,000
2 管理費			0
(1) 人件費			0
給料手当		0	0
法定福利費		0	0
福利厚生費		0	0
(2) その他経費			80,000
旅費交通費		0	0
通信運搬費		60,000	0
消耗品費		6,000	0
印刷製本費		4,000	0
支払報酬		0	0
地代家賃		0	0
会議費		10,000	0
租税公課		0	0
<b>管理費計</b>			80,000
<b>経常費用計</b>			2,570,000
当期経常増減額 <b>(A) - (B)</b> ... ①			50,000
<b>(C) 経常外収益</b>			0
固定資産売却益			0
過年度損益修正益			0
<b>経常外収益計</b>			0
<b>(D) 経常外費用</b>			0
固定資産売却損			0
過年度損益修正損			0
<b>経常外費用計</b>			0
当期経常外増減額 <b>(C) - (D)</b> ... ②			0
税引前当期正味財産額 <b>①+②</b> ... ③			50,000
法人税、住民税及び事業税 ... ④			0
前期繰越正味財産額 ... ⑤			118,438
次期繰正味財産額 <b>③-④+⑤</b>			168,438